



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

齋藤 美晴

「はじめに」

副会長に就任して以来、約5ヶ月が過ぎようとしています。4月から6月頃までは、特許庁、外部関係機関への挨拶廻り、委員会等の立ち上げ、特許庁等との顔合わせおよび各支部廻り等々、大変な忙しさであり、あっという間の出来事でした。

最近はやっと落ち着いてきましたので、私が担当するセンター又は委員会等の会務報告をさせていただきます。

「防災会議」

防災会議は、防災に関する平時の準備を業務としており、大規模災害が起きた場合に設置される「災害対策本部」のサポートをします。

ご承知のように、4月14日、16日に「熊本地震」が発生し、大災害となりました。

これにより、執行役員会では、主要役員、防災会議の主要委員および関係支部長からなる「災害対策本部」を立ち上げ、防災会議がサポートをしました。

防災会議では、「災害対策本部」および事務局とともに九州に在住又は事務所のある会員の安否確認、被害の状況の把握に努めたところです。大きな災害に遭われた会員が多くおられるなかでも、全員の安否確認がとれるとともに、事務所業務を中止せざるをえなかった会員はなく、安堵した次第です。

また、「災害対策本部」では、熊本県および大分県への救援金および被災会員への救援金の募集を行い、その募集および使途等について防災会議として意見具申をしております。多くの会員や会員事務所のご厚意により、「13,200,000円」が集まり、熊本県、大分県および被災会員へお渡ししております。募金にご賛同くださった会員および会員事務所の皆様に厚く御礼申し上げます。

例年、防災会議では、防災マニュアルを見直し、東

京の本会と大阪の近畿支部とを結んでテレビ会議システムによる防災訓練を行い、各々の地で消火訓練等をする一方、災害への注意の喚起を行うとともに、帰宅困難者のための防災備品を検討し、本会での準備をしております。

防災会議の任務の難しさは、何時、何処で、何が起きるか分からないことでしょう。災害に対応するには、常に、軽微な事態から最悪の事態を想定した対応手順を考えておくことが大切と思います。「まさか!」はなく、準備で備えるしかないと思います。災害が起らないことを願いつつ。

「知的財産価値評価推進センター」

このセンターは、昨年度同様、裁判所から依頼される価値評価案件に加えて、金融機関が融資する際の参考とするビジネス評価案件への評価人の推薦を行っています。特に、特許庁から管理委託された三菱UFJリサーチ & コンサルティングからのビジネス評価書作成業務は、注目されます。

当センターでは、当会推薦の評価人が適切な価値評価ができるように、種々の研修を公表、実施しております。

しかし、それらの評価ができる評価人の人材が不足していますので、当センターでは、評価人育成を積極的に行っています。価値評価又はビジネス評価に興味のある会員は評価人候補の申請をして頂き、立派な評価ができる評価人となって頂きたいと思います。

また、会員が価値評価について相談を受けたとき等に役に立つ価値評価マニュアルを作成、配布しておりますし、適宜、研修会を企画しますので、ご利用頂ければと思います。

「特許制度運用協議委員会」

当委員会は、四法の法令以外の運用（電子手続や国

際出願を含む)に関し、特許庁等と協議し、会員へ周知する業務を行っております。

具体的には、定期的な会員アンケートから得られた特許庁への要望を検討し、特許制度の維持向上に資する案件につき、特許庁の関係部門との協議をしております。

その協議結果は、協議しなかった案件をも含めて「委員長報告」によって広く会員へ周知しております。

ただ、会員アンケートに対しては、協議済み案件等が毎年多く寄せられることから、必ずしも「委員長報告」が目立たないように思います。

そこで、委員会では会員説明会を実施し、注目すべき最近の運用案件、要望されても採用され難い案件、電子手続の最新情報を提供しています。

また、当委員会では、運用に関する種々の事案につき、特許庁から意見を求められたり情報提供を受けており、その都度、会員に周知しています。

特に、電子手続については、今後も「ペーパーレスニュース」によって有用な情報を定期的にお伝えしますので、常時、チェックを欠かさないように願います。次第です。

「情報企画委員会」

この委員会では、弁理士ナビ仕様および弁理士ナビ英語版の改良に加えて、会員向けの電子フォーラムの見栄えや提供資料の検索について改善を図る予定です。これは会の諸機関の成果物である有用な資料を有効に活用して頂くためのものです。

他方、広報センターでも当会のホームページ改修を進めており、当委員会も広報センターと連携し、一般への情報提供の改善に協力しています。

「技術標準委員会」

「知的財産推進計画 2016」(知的財産戦略本部作成)において、大企業のみならず「中堅・中小企業等の支援体制の強化」を挙げ、その中で「中堅・中小企業等の優れた技術の標準化を2020年までに100件実現する。」と記載されています。この中で国は産業振興のために技術標準化にも注目しています。

この動きに合わせて、委員会は、技術標準に関する

説明資料や具体的事例集の配布、更に研修開催の準備を進めています。これにより、技術標準化の考えを広く弁理士業務、知財業務に活用できるようになるものと考えます。

「パテントコンテスト委員会」

当委員会は、文部科学省、特許庁および工業所有権情報・研修館(INPIT)と協力して、パテントコンテストおよびデザインパテントコンテストの運営に携わっています。

「知的財産推進計画 2015」では、小中学校のみならず高校・高等専門学校および大学において知的財産教育の推進を図るとしております。パテントコンテストおよびデザインパテントコンテストは青少年の知財教育をサポートする事業といえます。

今年度は、例年より早くパテントコンテストおよびデザインパテントコンテストの応募が始まっており、多くの応募があるものと考えています。

当委員会としては、注目される発明および意匠が多く寄せられることを期待しています。

「支部担当」

四国支部の担当を仰せつかっております。知的財産権の活動を地方創生に繋げようとする流れの中で、支部会員による中小企業や知財教育等への支援活動が重視されており、四国支部も特色のあるイベントが予定されております。支部の活動のお役に立てるよう努力したいと思っております。

「会員登録等」

会員の弁理士登録、付記登録および抹消登録、更に、特許業務法人登録等の申請がなされた場合、毎週1回の執行役員会において審査され、登録されています。

「最後に」

担当するセンター又は委員会等も軌道に乗ってきました。残りの期間、副会長の職責を全うする覚悟でございますので、皆様のご理解、ご協力の程お願いいたします。